

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

以下の条例の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- （1）中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- （2）中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例
- （3）中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

2 改正する内容（現時点での見込み）

- （1）中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

ア 超過勤務制限の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する。

イ 「子の看護のための休暇」から「子の看護等のための休暇」へ名称を改める。

- （2）中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例

ア 超過勤務制限の対象となる子の範囲を「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に拡大する。

イ 「子の看護のための休暇」から「子の看護等のための休暇」へ名称を改める。

- （3）中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に係る適用除外規定から住居手当に係る規定を削る。

3 施行期日

令和7年4月1日

4 指示する理由

上記改定の手続に当たっては、教育委員会において条例改正手続の議決及び区長に対する区議会への議案の提出依頼を行い、区長が当該議案を区議会へ提出し議決を経る必要がある。本件において、(1)(2)については、改正内容の調製時期に教育委員会の開催予定がないため、(3)については、職員団体交渉妥結の具体的な日時が不確定であるため、内容調製及び妥結後、速やかに区議会への議案の提出を行わなくてはならないことから、本件事務処理について、教育長が臨時に代理することを教育委員会としてあらかじめ指示する必要がある。

5 今後の予定

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 2月中旬 | 第一回区議会定例会への議案提出 |
| 2月28日 | 教育委員会定例会 教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告 |
| 3月 | 第一回区議会定例会にて改正条例議決 |
| | ※条例公布後、関連規則の改正 |